

# 南関防衛

平成29年  
春号

平成29年春号 年4回発行 第15号

## 特 集

- ナッチャンWorld・南関東防衛局へ防衛大臣政務官巡視
- FMブルー湘南「遊びに来ませんかスタジオへ」
- 第30回航空事故等連絡協議会の開催



横浜港大さん橋に係留するナッチャンWorld

# 宮澤防衛大臣政務官の南関東防衛局初度巡視について

平成29年3月1日(水)、宮澤防衛大臣政務官が南関東防衛局に初度巡視のため来局しました。当日、宮澤防衛大臣政務官は、横浜港大さん橋に係留するPFI事業船「ナッチャンWorld」を視察するとともに、当局が同船内で主催する「自衛隊の災害派遣活動」等の陸自中央輸送業務隊や第31普通科連隊による講話や災害派遣活動に使用される装備品展示等を堀地南関東防衛局長等の案内で視察しました。その後、大さん橋に近接する横浜第2合同庁舎に来局されました。



写真：ナッチャンWorld



写真：「ナッチャンWorld」に到着された宮澤防衛大臣政務官



写真：船内に乗り込む中央：宮澤防衛大臣政務官、左：堀地南関東防衛局長、右：近藤海将補



写真：展示装備品（陸自・座間：第4施設群：渡河ポート）の説明



写真：船内の説明を受ける宮澤防衛大臣政務官



写真：「自衛隊の災害派遣」講話会場を視察



写真：左：宮澤防衛大臣政務官、中央：堀地南関東防衛局長



写真上（左右）宮澤防衛大臣政務官による執務室内見学、激励



南関東防衛局においては、宮澤防衛大臣政務官に堀地南関東防衛局長から当局の業務の概況説明、課題等を説明しました。

南関東防衛局も含めて地方防衛局への現地視察が今回、初めてとなる宮澤防衛大臣政務官は、困難な基地行政に日々対応する職員への理解を深められ、その後、執務室内を堀地南関東防衛局長の案内で見学し、職員達は政務官からの激励を受けました。

## 南関東局主催：ナッチャンWorld船内イベント



平成29年2月28日（火）3月1日（水）、横浜港大さん橋に係留するPFI事業船「ナッチャンWorld」で、南関東防衛局が同船内で神奈川県に所在する陸上自衛隊各部隊の組織・業務紹介及び「自衛隊の災害派遣活動」としての陸自中央輸送業務隊、第31普通科連隊、神奈川地方による講話や災害派遣活動に使用される装備品展示を行いました。



第31普通科連隊の災害派遣時の装備品の展示



災害派遣活動の紹介（写真展示）



第31普通科連隊の講話

# 第30回防衛セミナー実施概要

## 防衛装備品の研究開発 ～浜松でやらまいか～



平成29年3月16日（木）静岡県浜松市の静岡新聞ホール（プレステワー17F）において、「防衛装備品の研究開発」をテーマに、渡辺秀明 防衛装備庁長官をお招きし「第30回防衛セミナー」を開催いたしました。

浜松市での開催は、平成26年10月以降2年ぶり4回目の開催となり、本セミナー開催に関し、浜松商工会議所、（公財）浜松地域イノベーション推進機構及び浜松市より後援いただきました。



講師  
渡辺 秀明 防衛装備庁長官

渡辺長官からは、『技術的優越の確保と優れた防衛装備品の創製を目指して～防衛技術戦略～』と題した講演をいただき、その中で「防衛装備品等の研究開発」について、  
①新たな脅威に対し、戦略的に重要な分野において技術的優越を確保し得るよう、中長期的な視点に基づく研究開発を推進するための各種施策を実施していること、  
②科学の発展を背景に、民生技術と防衛技術のボーダレス化が進展しており、90年代以降安全保障分野における技術の進歩は、民生技術の発展にも拡大するところが大きいこと、などについてのお話がありました。

また、「防衛技術戦略」について、我が国の防衛力の基盤となる技術力を強化するための防衛省の技術政策の目標や、技術のボーダレス化・デュアルユース化の進展及び国際共同研究開発の拡大等の技術政策上考慮すべき課題などのほか、主として防衛装備品に用いられる要素技術の民生技術への活用（スピンドル）の例として、航空機用チタンボルトなどのチタンボルト成形加工技術の医療用チタンボルトへの応用などについて、お話しもありました。

渡辺長官の講演に引き続き、堀地南関東防衛局長より、「防衛装備品を巡る最近の動向～地域から世界へ・グローカリゼーション～」と題して、国際防衛装備品展示会の状況や、中小企業等発掘促進の施策、諸外国との防衛装備品・技術移転協定の状況などについてお話をしました。

南関東防衛局では、防衛省の諸施策や自衛隊の活動など、わが国の安心・安全、国民の財産を守るという意識をより多くの方々に理解していただけるよう、今後も防衛セミナーを開催していく予定です。



主催者  
堀地 徹 南関東防衛局長

# 護衛艦「かが」建造関連会社50社へ感謝状を贈呈



2017年3月28日、南関東防衛局（局長 堀地 徹）は護衛艦「かが」建造に関して特に功績があったJMU協力会（50社）に対し、感謝状を贈呈しました。

諸外国における同型艦の実績では就役までに約7年～10年を費やしていることに対し、護衛艦「かが」は通常の護衛艦と同じ5年という、非常に短い工期で就役を迎えることができました。これは建造造船所だけでなく、JMU協力会の各会社が持つ卓越した技術力と関係者各々の艦艇建造に対する熱意の賜物であるということで、感謝状が贈呈されました。



護衛艦「かが」は平成24年9月にジャパンマリンユナイテッド（株）（三島 慎次郎 代表取締役社長）が受注、横浜事業所磯子工場（加藤 隆 取締役執行役員 艦船事業本部長兼横浜事業所長）において建造され、平成29年3月に就役しました。基準排水量 19,500トン、全長248m、最大幅38m、艦内の総パイプ長約110km（東京～熱海）、艦内の総電線長約1,050km（東京～小倉）という超大型護衛艦です。

被表彰会社は以下のとおりです。

葵工業（株）、（有）石渡船舶、（株）うえみや、（有）大森興業、  
（有）相模興業、佐藤技工（株）、（株）佐藤船舶工業、三洋装備（株）、  
（株）セイワ、大一船舶（株）、大幸造船（株）、大正産業（株）、  
大丸工業（株）、太陽プランテック（株）、大洋マリンサービス（株）、  
千代田テクノシップ（株）、長崎船舶装備（株）、（株）ニッパク、  
（有）寺本工業、（株）真下工業所、丸喜興業（株）、三上船舶工業（株）、  
（株）ミヤデラ断熱、（有）山電、渡辺工業（株）、（株）川田工業、  
三波工業（株）、ニッパク装備（株）、（株）北斗、佐賀工業（有）、  
前多工業（有）、加藤電設（株）、大飛工業（株）、システムジャパン（株）、  
（株）シップジャパン、ニチアス（株）、（株）日本冷熱、関東洗機工業（株）、（株）シンコー、（株）ネオテック、  
（株）北信化工、（株）須田鋼索、（株）ケーエムシー横浜、（株）U-nex浦川、（有）星斗工業、海洋電子工業  
（株）、川岸工業（株）、（有）角能海事建設、セイワ情報システム（有）、共栄エンジニアリング（株） 以上50社



感謝状贈呈の様子

当日は天気も良く、和やかな雰囲気の中、被表彰会社の各代表の方々はやや堅い面持で堀地南関東防衛局長から感謝状を受け取られていきましたが、しげしげと感謝状に目を落とすさまはとても誇らしげな様子でした。

この日は感謝状贈呈の後、写真撮影、そして堀地局長を含めた南関東防衛局関係者との懇談も行われ、建造中の苦労話のほか、今後の建造にむけた活発な意見交換も行われました。



懇談の様子

堀地局長は「これからイージス艦の建造が続きますが、最善の装備品を自衛隊部隊に提供できるよう、今後も力を結集して存分に發揮していただきたい。その中で南関東防衛局は官民の橋渡し役となっていきたい。」と語り、被表彰会社の方々はイージス艦建造に向けて決意を新たにしている様子でした。

## 「遊びに来ませんかスタジオへ」



写真：収録に臨む南関東防衛局女性職員(FMブルー湘南スタジオ前)



写真左から、南関東防衛局横企画部中澤さん、小澤さん、パーソナリティの灯織さん、調達部石黒さん

### (南関東防衛局の業務等について)

- 入省の動機として、安全保障について実際に責任ある立場で実務に関わりたい（小澤）、防衛省に求められる仕事は年々増えている中、装備品に関わる仕事がしてみたい（中澤）、防衛施設等の特殊建築物の仕事に携われる（石黒）等を説明。
- 防衛省でなければ経験できなかつたこととして、担当業務がメディア等に取り上げられること（小澤）、儀装中の護衛艦「かが」の航試に乗船出来たこと（中澤）、米軍基地等の施設を見学できしたこと（石黒）等をパーソナリティの灯織さんに説明していました。

## 横須賀海軍施設・空母ロナルド・レーガン研修



写真：空母艦上で研修参加者一同

平成29年4月12日（水）に南関東防衛局若手職員7名は、米海軍の横須賀海軍施設と、同施設に寄港中の空母ロナルド・レーガンの現地研修に参加しました。

空母ロナルド・レーガンの艦内は小規模ながらも資料室や来客スペースなど充実しており、任務だけでなく広報にも力を入れている様子がうかがえました。



横須賀基地司令部の資料コーナー

米海軍だけでなく横須賀鎮守府長官の写真も展示され、日米の絆の強さが感じられました。

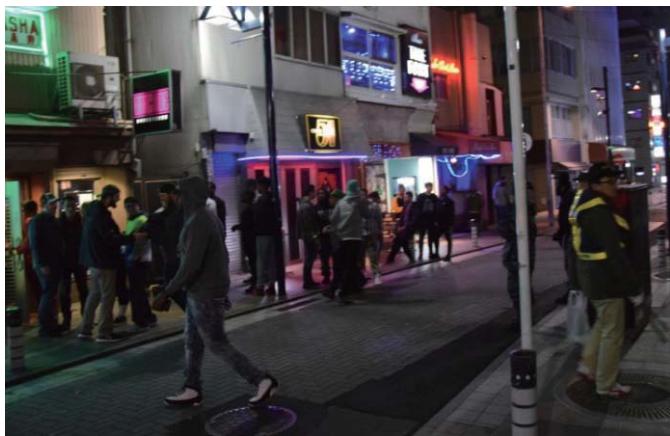


艦船の修理の際に使用されるドライドック  
建設された明治の頃から、140年以上にわたって使われ続けており、文化庁の「日本遺産」にも登録されているそうです。

米海軍のエスコートのもと、在日米海軍司令部を訪問し、その後は艦艇の修理の様子を見ながら基地の中を見学しました。

横須賀鎮守府時代から使用され続けている施設も多く、基地が歩んできた歴史に思いを馳せました。

## 夜間巡回パトロール(3月17日:聖パトリックデー)



左写真:街頭で聖パトリックデーを祝う人々



右写真:街に繰り出した人々に負けない人数でパトロールするメンバー

平成29年3月17日、神奈川県横須賀市の繁華街において、地元町内会、神奈川県、横須賀市、米海軍横須賀基地、ガーディアン・エンジェルス（各地でパトロールを実施するNPO）、横須賀警察署、海上自衛隊横須賀地方隊及び南関東防衛局が参加して、夜間巡回パトロールが実施され、米海軍からはジェフリー・キム司令官夫妻ほか、横須賀市からは沼田副市長、南関東防衛局から堀地局長ほか、パトロール参加者全員で百名を超すメンバーが参加しました。当日は、聖パトリックデー（アイルランドの守護聖人）ということもあり繁華街は基地からの人出が賑わっていました。

地元町内会が主体となって、毎月第三金曜日に実施されており、米軍や行政機関等も参加する草の根の活動は継続的に実施することが重要です。南関東防衛局としては、今後とも積極的にこの取り組みに参加していきます。

## 山梨県富士吉田市鐘山第2配水場竣工式



写真:テープカットを行う中央・堀内富士吉田市長、右・堀地南関東防衛局長

平成29年3月27日（月）山梨県富士吉田市の鐘山第2配水場の竣工式が行われました。

当配水場は、北富士演習場周辺住民の民生安定助成事業として、平成27年度から平成28年度にかけて水道施設として整備し、この度、竣工式を迎えることとなりました。

南関東防衛局としては、今後、安心安全な水道水を市民へ供給できるものとして期待しています。

## 東富士演習場(静岡県)野焼き



平成29年2月19日（日）東富士演習場（静岡県）において、一般社団法人東富士入会組合ほかの管理団体は、林野雑産物の成長の促進、演習場内に発生する害虫の根絶、野火の発生を防止し、自衛隊による不発弾政争の効率化を図る等の目的で、陸上自衛隊（富士学校等）等の支援の下野焼き作業を実施しました。

これら野焼き作業には、地元自治体ほか堀地南関東防衛局長も現地を視察し立ち会いました。

# 第30回航空事故等連絡協議会の開催

—米軍航空事故等発生時における緊急連絡経路の改善等—

## 航空事故等連絡協議会の開催

2月28日、第30回航空事故等連絡協議会年次総会を南関東防衛局において開催し、日米の22機関から約80名が出席しました。

本協議会は、神奈川県下における米軍又は自衛隊による航空事故

その他不測の事故及び事故に伴う災害が発生した場合に備え、関係機関相互の迅速な連絡調整体制を整備し、総合的な応急対策の実施について連絡協議することを目的とするものです。

総会は、当局の伊藤管理部長挨拶の後、安藤課長補佐から米軍航空事故等発生時における緊急連絡経路の改善について、続いて伊藤業務課長から日米合同通報訓練について説明し、最後に、在日米海軍厚木航空施設のロウエル・エントリーナ大尉から、厚木航空施設における航空機運用について説明頂きました。

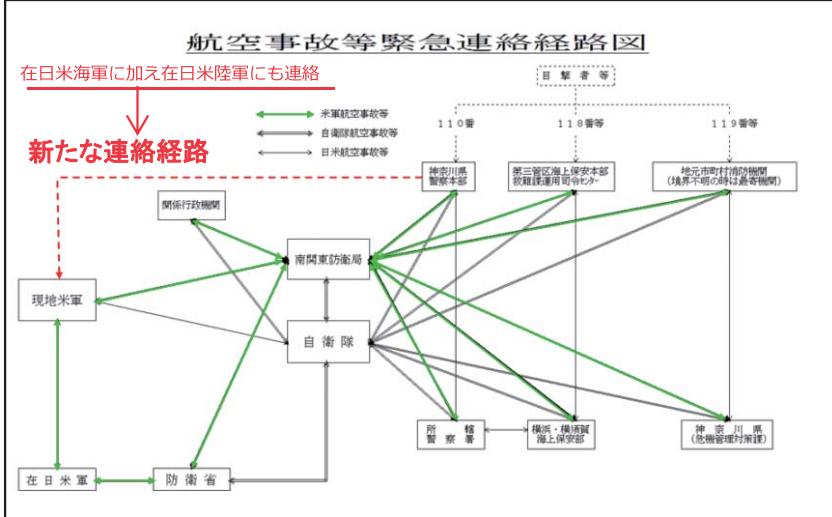
当局としては、平素から関係機関による連絡協議を行うことで、緊急の事故通報や総合的な応急対策を円滑にできるものと考えております。引き続き、相互の緊密な連携に努めてまいります。

この改善措置としては、一一〇番通報等により、いち早く現場の初期情報を入手出来る神奈川県警察本部から、在日米陸軍に対し直接連絡を行う新たな連絡経路について、採用することとしたものです。

今般の措置は、神奈川県警から在日米海軍に対する連絡経路に加え、在日米軍に対しても同様の連絡を行ふことで、米軍内での更なる迅速な初動対応に資することにより、当局から関係機関に対する連絡の迅速化も期待されます。

## 緊急連絡経路の改善等の内容

万が一にも事故が発生した場合には、迅速かつ的確な情報を提供することにより、地域社会に及ぼす影響を最小限にすることが重要です。



## お知らせとお願い

### レーザー光線の航空機への照射は 犯罪(注)です。

神奈川県内や東京都内で飛行中の航空機に対してレーザー光線を照射するという事案が多発しています。

航空機へのレーザー光線の照射は、パイロットの目の負傷、失明、操縦への障害に繋がり、墜落等による大惨事を地域の皆様にもたらしかねない大変危険で悪質な行為です。

航空機に向けてレーザー光線を照射している人を見かけた方は110番通報をお願いいたします。



(注)

平成28年12月、改正航空法施行規則が施行され、自衛隊機や米軍機を含む航空機に対するレーザー照射や凧揚げという行為が規制対象になるとともに、罰金(50万円以下)等が科せられることになりました。刑法の威力業務妨害罪(3年以下の懲役又は50万円以下の罰金)、航空危険行為处罚法の航空危険罪(3年以上の有期懲役)等に該当する場合あります。

※平成27年12月及び平成28年11月に威力業務妨害罪で逮捕例あり。

## 【航空法施行規則等の一部改正概要について(平成28年12月21日施行)】

### 1. 航空法施行規則の一部改正

「航空法第99条の2の規制対象行為として、進入表面上空空域等を飛行する航空機に向かってレーザー光を照射すること及び同空域等に凧を揚げることを追加」

### 2. 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律施行令の一部改正

「アメリカ合衆国軍隊の航空機等の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為について航空法99条の2の適用対象」

本記事に関するお問合せは、南関東防衛局企画部地方調整課(直通)045-211-7134へ御連絡願います。

南関東防衛局広報紙「南関防衛」平成29年春号(第15号) 平成29年4月28日発行

年4回発行 編集／発行 南関東防衛局 〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎内

(お問い合わせ)045-211-7129